

平成19年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年3月20日(火)

議 事 日 程 (第5号)

平成19年3月20日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第1号ないし議案第39号
請願第1号
- 日程第 2 議案第40号 常陸太田市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議員提案第1号 常陸太田市議会会議規則の一部改正について
議員提案第2号 常陸太田市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第40号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員提案第1号ないし議員提案第2号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 所管事務調査について

出席議員

議 長	高 木 将 君	副議長	梶 山 昭 一 君
1 番	木 村 郁 郎 君	2 番	深 谷 涉 君
3 番	鈴 木 二 郎 君	4 番	荒 井 康 夫 君
5 番	益 子 慎 哉 君	6 番	深 谷 秀 峰 君
7 番	平 山 晶 邦 君	8 番	成 井 小太郎 君
9 番	福 地 正 文 君	10 番	高 星 勝 幸 君
11 番	茅 根 猛 君	12 番	菊 池 伸 也 君
13 番	関 英 喜 君	14 番	片 野 宗 隆 君
15 番	平 山 伝 君	16 番	山 口 恒 男 君
17 番	川 又 照 雄 君	18 番	後 藤 守 君
19 番	黒 沢 義 久 君	20 番	小 林 英 機 君
21 番	沢 畠 亮 君	22 番	立 原 正 一 君
25 番	生田目 久 夫 君	26 番	宇 野 隆 子 君

説明のため出席した者

市 長 大久保 太 一 君 助 役 梅 原 勤 君

教 育 長	小 林 啓 徳 君	市 長 公 室 長	川 又 善 行 君
総 務 部 長	柴 田 稔 君	市 民 生 活 部 長	綿 引 優 君
保 健 福 祉 部 長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	金 砂 郷 支 所 長	菊 池 勝 美 君
水 府 支 所 長	根 本 洋 治 君	里 美 支 所 長	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	岡 部 恒 雄 君	秘 書 課 長	山 崎 修 一 君
総 務 課 長	大 和 田 隆 君	参 事 兼 出 納 室 長	大 谷 利 行 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	椎 名 義 夫	副 参 事	佐 川 尚 樹
次 長 兼 庶 務 係 長	吉 成 賢 一	議 事 係 長	岡 田 和 也

午前 10 時開議

○議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は、26 名であります。よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（高木将君） 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成 18 年度定期監査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

○議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第 1 委員長報告

○議長（高木将君） 日程第 1、委員長報告を行います。

議案第 1 号から議案第 39 号まで、並びに請願第 1 号以上 40 件を一括議題として、各常任委員会及び予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び予算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

○総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成 19 年第 1 回常陸太田市議会定例会におい

て、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第1号常陸太田市副市長の定数を定める条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第2号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第6号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第7号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第8号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第13号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案可決すべきものと決定。

次ページに参りまして、議案第15号茨城県市町村総合事務組合規約の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第16号茨城租税債権管理機構規約の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第18号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 次、文教民生委員長関英喜君の報告を求めます。

〔文教民生委員長 関英喜君登壇〕

○文教民生委員長（関英喜君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成19年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び第136条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告をいたします。

議案第4号常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第10号常陸太田市障害児就学指導委員会条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第11号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第12号常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第14号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案

可決すべきものと決定。

議案第 19 号平成 18 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第 20 号平成 18 年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について，原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。

議案第 21 号平成 18 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第 24 号平成 18 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第 25 号平成 18 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について，原案可決すべきものと決定。

請願第 1 号医師・看護師不足を解消し，安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願，継続審査すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 次，産業水道副委員長益子慎哉君の報告を求めます。

〔産業水道副委員長 益子慎哉君登壇〕

○産業水道副委員長（益子慎哉君） 産業水道委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書を，朗読をもって報告させていただきます。平成 19 年第 1 回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第 5 号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について，原案可決すべきものと決定。

議案第 9 号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第 17 号常陸北農業共済事務組合理約の変更について，原案可決すべきものと決定。

議案第 27 号平成 18 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 2 号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第 28 号平成 18 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

済みません，訂正します。議案第 17 号の茨城北というのを，常陸北と言いましたので，茨城北の方に訂正します。

以上です。

○議長（高木将君） 次，建設委員長沢畠亮君の報告を求めます。

〔建設委員長 沢畠亮君登壇〕

○建設委員長（沢畠亮君） 建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成１９年第１回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第１０３条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第３号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第２２号平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第２３号平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第２６号平成１８年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算（第１号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 次、予算特別委員長山口恒男君の報告を求めます。

〔予算特別委員長 山口恒男君登壇〕

○予算特別委員長（山口恒男君） 予算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成１９年第１回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第１０３条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第２９号平成１９年度常陸太田市一般会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第３０号平成１９年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第３１号平成１９年度常陸太田市老人保健特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第３２号平成１９年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第３３号平成１９年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第３４号平成１９年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

次ページに参りまして、議案第３５号平成１９年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第３６号平成１９年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、原案可決すべきも

のと決定。

議案第 37 号平成 19 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 38 号平成 19 年度常陸太田市水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第 39 号平成 19 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。通告がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

○議長（高木将君） これより討論を行います。

議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 39 号、以上 5 件について討論の通告がありますので、発言を許します。26 番宇野隆子君。

〔26 番 宇野隆子君登壇〕

○26 番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。本市議会定例会に提案されました議案のうち、議案第 29 号平成 19 年度常陸太田市一般会計予算についてを初め、第 11 号、第 12 号、第 30 号、第 39 号の 5 件について、反対し討論を行います。

最初に、議案第 29 号についてです。

私は、新年度予算編成が市民の願いを受けとめ、自治体本来の任務である暮らしや福祉を応援する予算になっているのかどうか、この立場から予算や議案の内容をチェックし、質疑、一般質問を行ってきました。

特に現在、格差社会の進行が深刻で、大きな問題となっております。市民生活に大きく影響を及ぼしているのが所得と雇用格差です。本市としても増税や負担増の影響を考慮して、必要な手だてをとることが一層求められています。そういう意味では、19 年度予算の中で、障害を持つ人への障害者福祉サービスの利用者に対する自己負担額の 50%助成や、放課後児童クラブのプレハブ施設への空調設備工事、宅配買い物代行サービス助成事業の拡充、予約型乗合タクシーの試行運転などの事業や、駅周辺整備事業の縮小・見直しを行うなど、評価できます。

しかし、平成 11 年度から税負担の軽減措置として導入された定率減税が、平成 18 年度では 2 分の 1 に縮小され、19 年度は全廃となります。市民税も前年度より税制度の改正によって、約 5 億 2,000 万円増となっており、この分は市民にとって実質増税となり、購買力が低下するなど、地域経済にも影響を及ぼします。

私は、市民の負担を最小限にとどめるため、自治体が独自施策を上乗せして市民の暮らしを守っていくこと、そして、税金の浪費やむだをなくすために、あらゆる手だてを尽くすことが大事だと意見を述べてきました。収入に比べて余りにも高過ぎる国保税の引き下げ、幼稚園の給食費、放課後児童クラブの利用料の引き下げなど、また総合計画に掲げてあります、ぬくもりのある安

心して暮らせる施策の充実を求めます。

茨城県後期高齢者医療広域連合の設置に反対してきましたが、19年度予算に計上されており、75歳以上の高齢者から新たに保険料を徴収するものであり、負担増にこれはつながるものです。

保育園の臨時保育士などの賃金約9,200万円は問題です。その仕事内容は正職員とほぼ同様で、恒常的で責任あるものであり、保育園の運営になくてはならない存在ですが、条件が余りにも違い過ぎます。安全で安心な保育サービスの継続という面から、福祉現場でのコスト主義の人員配置は、改善すべきではないでしょうか。

定員適正化計画の中で、職員を減らす中で、職員の時間外勤務手当の削減10%は、労働強化にもつながり、職員の配置は適正にして、安心して働ける環境づくり、市民サービスの充実をすべきです。

市補助金検討委員会設置も、事業によっては問題があります。事業の内容をよく見きわめて、慎重に進めるべきです。

市長は施政方針の中で、民間委託の推進、指定管理者制度の導入、補助金の整理・合理化による経費の節減、定員適正化計画に基づく職員数の削減などを強調していますが、市民の暮らし、福祉の増進ということを十分考慮され、住民サービス低下につながらないように慎重に取り計らい、温かい市政をつくっていただきたいと思います。

議案第11号常陸太田市民公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてです。これは議案第12号にも関連しておりますので、あわせて反対の理由を述べます。

この改正は、里川公民館を初め9館を、2館に統廃合する条例改正です。公民館は憲法26条、教育基本法、社会教育法などで、学ぶ権利の保障を土台としております。したがって、法律的な根拠があるところが今回改正となるコミュニティセンターとの大きな違いです。その地域の要求などを受けて、事業を行うことが公民館であり、利用は基本的に無料です。コミュニティセンターではできない役割を担っているのが公民館であり、広い面積を持つ里美地区の公民館の統廃合には反対です。

議案第30号平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算についてです。

18年度保険税が均一課税となり、応益の平等割、均等割が、旧金砂郷町、旧里美村の市民にとって、大きな値上げとなりました。所得税、住民税の増税に加えて、市民の家計に追い打ちをかけるものです。

国保税は現在でも、収入に比べて余りにも高過ぎるものとなっています。その大きな要因は、国の責任放棄、財政負担の引き下げです。1984年から2005年度の間に市町村国保への国庫支出金が49.8%から34.0%へ下げる一方で、住民1人当たりの国保税の負担がふえるばかりです。保険税を払いたくても、払い切れないと。そして、滞納すれば、滞納者へのペナルティーが課せられ、資格証明書発行が被保険者数で419人、これは1.75%、短期被保険者証が被保険者数で1,145人の4.79%で、合わせて1,564人、被保険者数全体で6.54%という状況にあります。

保険証を取り上げられ、資格証を交付された人が医者にかかりたいとき、市担当課に相談すれ

ば、それなりの対応は現在されておりますが、国保税を払いたくても、払えない人をつくらないこと、これが大切です、国が決めたこととはいえ、当市での資格証明書の発行はやめるべきです。

１９年度予算では、基金からの繰り入れ約３億円、一般会計からの繰り入れ、その中のその他の繰入金９,４００万円など努力は見られますが、自治体独自の努力で、国保税の引き下げや減免制度の基準を検討して、拡大するなどの努力を求めます。

議案第３９号平成１９年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてです。

給水事業所数は、依然として４事業所と変わらず、給水収益は前年度より７８万円ほど増を見込んでおりますが、一般会計から常陸太田工業用水道に４,２００万円、金砂郷工業用水道に１,６１１万９,０００円、合わせて５,８１１万９,０００円もの多額の繰り入れで、企業会計が成り立っております。このような多額の繰り入れは、一般会計を圧迫しております。

新たに企業誘致推進室を設置して、優良企業の誘致に一層取り組まれることを期待するところです。工水を使用する企業立地促進にさらなる努力を求めます。企業会計として多額の繰り入れをしなければ、運営ができない状況は認めることはできません。

以上、５件につきまして反対意見を述べまして、討論といたします。

○議長（高木将君） 次、議案第２９号から議案第３９号まで以上１１件について討論の通告がありますので、発言を許します。１６番山口恒男君。

〔１６番 山口恒男君登壇〕

○１６番（山口恒男君） 予算特別委員長の山口恒男です。発言のお許しをいただきましたので、私は議案第２９号から議案第３９号までの一般会計及び各特別会計、企業会計予算、１１件について原案賛成の立場から討論を行います。

日本経済は不況からやや回復傾向にあるとはいえ、国・県とも厳しい財政状況がまだまだ続き、当市でも依存度の高い地方交付税の縮小による地方財政の環境下、効率的で持続可能な財政確保がますます厳しく早急な転換が強く求められております。こうした中、速やかな地域の一体性の確保とともに、市民サービスに徹して、全力で取り組み、市民生活のさらなる向上に尽くさねばならないところであります。

合併して３年目、平成１９年度が初年度となる常陸太田市第５次総合計画では、自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまちとの市の将来像の本格的な取り組みと、地域格差是正と市民福祉の向上に傾注した市の機構改革の導入とともに、歳入・歳出面の思い切った見直しを行い、効率的な財政確保と行政運営、さらに行財政の合理化・効率化に徹し、財政健全化に向けた事業の取り組みに大変なご苦勞をされたことと思います。

このような中で、合併効果を生かしながら、給与関係経費の削減、交際費、旅費、消耗品費等の削減、常勤特別職の給料の削減、管理職手当の削減、時間外勤務手当の削減など、経常経費の徹底した節減・合理化に努め、さらに民間委託の推進と指定管理者制度の導入及び補助金の整理・合理化等による経費の節減で、限られた財源の有効な活用を基本に、２年目となった定員適正化計画に基づく職員数の削減などにより、職員に係る人件費を、昨年度に比べ１億６,８００万円削

減するなどの将来の健全な運営を念頭に緊縮型予算の編成に当たられたことは、最大限評価すべきであり、執行部のご努力に最大の敬意をいたす次第であります。

平成19年度一般会計当初予算は、234億3,600万円、前年度当初予算より3億4,500万円、1.5%の減となっております。新規事業としては、移動通信用鉄塔施設整備事業、企業誘致推進事業、予約型乗合タクシー試行運行事業、子育て家庭支援事業、障害者福祉サービス自己負担助成事業、放課後子ども教室推進事業、空き店舗活用事業、洪水ハザードマップ作成事業、避難所表示板設置事業や、合併特例債に基づくまちづくり振興基金、里美クリーンセンター施設整備、駅周辺整備等の事業や、道路整備事業など、その他さまざまな主要事業も計画されており、福祉、教育、文化、環境、産業等、市民生活向上に向けた幅広い対応と、格差是正の解消と極めて細部にわたっての市民本位の予算編成と言えるものであります。

また、特別会計の国民健康保険については61億4,300万円、前年度より7.0%増、老人保健66億1,900万円、0.6%増、介護保険42億3,300万円、2.6%増で、それぞれの特別会計が安定した事業運営の確立を図れるとともに、市民が安心した医療、介護を受けることができるよう計画されております。

下水道事業については、本年4月から供用開始となる汚水処理場建設事業が完了し、1億9,400万円で、前年度より2.4%の減。

農業集落排水事業は、中野小島地区の事業完了等により、5億200万円、23.8%減であります。

さらに、企業会計の水道事業については、21億1,200万円で、前年度23.8%増。

工業用水道事業は、1億7,200万円で、3.2%の減であり、経済環境が厳しい状況であります。新たな企業誘致に向け、関係機関との連携を図り、積極的に推進されるようお願いいたします。

以上であります。市長の施政方針のごとく、常陸太田市第5次総合計画に基づく、着実な施策の推進には、地域協働の推進と市民参画、また市民との協働を強力的に推進し、市民の多様な意見が把握できるパブリックコメント制度や市職員による出前講座の導入での行政力改革と限られた財源の有効的活用を視野に入れ、将来にわたり健全な財政運営を行うなど、市民生活の向上を目指した生活者主体と常陸太田市の発展とを勘案した予算編成であり、それを確実にした執行部のご努力に対し、さらに感謝を申し上げます。最後に、これらに対する事業予算は、日ごろからの市民ニーズと合致したものであり、厳しい財政状況での事業の導入に最大の敬意を表するものであります。

議員各位におかれましても、ご理解を賜りまして、議案第29号から議案第39号までの11件につきまして、原案のとおり可決されますようご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１号常陸太田市副市長の定数を定める条例の制定について、議案第２号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第３号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第４号常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会条例の制定について、議案第５号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第６号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第７号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第８号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第９号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正について、議案第１０号常陸太田市障害児就学指導委員会条例の一部改正について、以上１０件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第１０号まで、以上１０件については、原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） 採決いたします。

議案第１１号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第１１号については原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） 採決いたします。

議案第１２号常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第１２号については原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第１３号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第１４号学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第１５号茨城県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第１６号茨城租税債権管理機構規約の変更について、議案第１７号茨城北農業共済事務組合規約の変更について、議案第１８号平成１８年度常陸太田市一般会計補正予算（第７号）について、議案第１９号平成１８年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、議案第２０号平成１８年度常陸太田市老人保健

特別会計補正予算（第２号）について、議案第２１号平成１８年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第３号）について、議案第２２号平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第４号）について、議案第２３号平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について、議案第２４号平成１８年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第２５号平成１８年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、議案第２６号平成１８年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計補正予算（第１号）について、議案第２７号平成１８年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第２号）について、議案第２８号平成１８年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第３号）について、以上１６件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第１３号から議案第２８号まで、以上１６件については原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） 採決いたします。

議案第２９号平成１９年度常陸太田市一般会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第２９号については原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） 採決いたします。

議案第３０号平成１９年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第３０号については原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第３１号平成１９年度常陸太田市老人保健特別会計予算について、議案第３２号平成１９年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第３３号平成１９年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について、議案第３４号平成１９年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第３５号平成１９年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第３６号平成１９年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について、議案第３７号平成１９年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計予算について、議案第３８号平成１９年度常陸太田市水道事業会計予算について、以上８件については、委員長報告のとおり、原案可決する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第38号まで、以上8件については原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） 採決いたします。

議案第39号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第39号については原案可決することに決しました。

○議長（高木将君） お諮りいたします。

請願第1号医師・看護師不足を解消し、安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願については、委員長報告のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については継続審査することに決しました。

日程第2 議案第40号

○議長（高木将君） 次、日程第2、議案第40号常陸太田市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君） 議案第40号常陸太田市教育委員会委員の任命について、ご提案を申し上げます。

次の者を常陸太田市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成19年3月20日提出、常陸太田市長名。

記。住所、常陸太田市幡町1958番地の6。氏名、日高真理。生年月日、昭和37年6月16日。

提案理由でございますが、常陸太田市教育委員会委員日高真理氏が、平成19年3月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を任命するため、提案するものでございます。

日高真理氏の略歴につきましては、再任でございますが、平成15年4月から当市教育委員会委員として現在に至っております。その余の学歴、職歴については、ご参考までにお目通しをいただきたいと思います。ご同意をいただきますようお願いいたします。

○議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号常陸太田市教育委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議員提案第1号ないし議員提案第2号

○議長（高木将君） 次、日程第3、議員提案第1号常陸太田市議会会議規則の一部改正について、議員提案第2号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。18番後藤守君。

〔18番 後藤守君登壇〕

○18番（後藤守君） 議員提案第1号について、ご提案申し上げます。

議員提案第1号常陸太田市議会会議規則の一部改正について。

常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。平成19年3月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守、賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、同じく立原正一、同じく沢畠亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日に公布され、その一部が平成19年4月1日から施行されることに伴い、本規則の一部改正を行うものである。

次のページに参りまして、常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則。

常陸太田市議会会議規則の一部を次のように改正する。

新旧対照表によりご説明いたします。次のページをごらんいただきます。

今回の改正は提案理由にも申し上げましたが、地方自治法の改正によるものであります。第14条議案の提出であります。第1項は用語の整理であります。第2項が委員会から議案が提出できるようになることから、第2項、委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、

理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない、この部分が加えられました。

次に、第 19 条の第 3 項に委員会が提出した議案につき、第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て、委員長から請求しなければならないと、第 3 項が新たに加われました。

次に、第 37 条第 2 項中、提出者の説明または委員会への付託を、前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会の付託とし、諮ってを、はかつてに改めまして、これを第 3 項とし、第 2 項に委員会提出の議案は委員会に付託しない。但し、議長が必要があると認めたときは、議会の議決でそれぞれ所管にかかわる委員会に付託することができるとする部分が加われました。

次に、第 78 条であります、記載するを記載し、または記録するに改正するものであります。

第 79 条、会議録の配付であります、会議録は議員及び関係者に配付することとなりますが、この後に括弧書きとして、会議録の記録を電磁的方法によるものも含めると改めるものであります。

第 81 条が会議録署名議員であります、これも電磁的記録の場合に、署名にかかわる措置をとることとするものであります。

第 98 条第 2 項、第 142 条、第 154 条につきましては、それぞれ関係条項の改正に伴い、条項が繰り下がるものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。以上であります。

続きまして、議員提案第 2 号についてご説明いたします。

議員提案第 2 号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について。

常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成 19 年 3 月 20 日提出。提出者、常陸太田市議会議員後藤守、賛成者、常陸太田市議会議員山口恒男、同じく立原正一、同じく沢畠亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が、平成 18 年 6 月 7 日に公布され、その一部が平成 19 年 4 月 1 日から施行されること及び機構改革に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページに参りまして、常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例。

常陸太田市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

次のページに新旧対照表がありますので、ごらんいただきたいと思います。

第 2 条は市の機構改革に伴う委員会条例の改正であります。

総務委員会の項、第 1 号で、市長公室を秘書課に改めまして、総務部の次に、政策企画部の所属に属する事項が第 3 号として追加となります。

第 5 号の各支所の総務関係事務に属する事項が削除となります。

同じように、文教民生委員会、産業水道委員会、建設委員会の項の中、各支所の所属に属する事項部分が削除となります。

第 5 条からは地方自治法の改正によるものであります。

第5条常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する、その後のただし書きを削除する改正であります。

第7条委員の選任であります。第1項、これまで議長が会議に諮って指名するとあったものを、選任は議長の指名によるとし、第2項で、所属変更については、これまでの議長が会議に諮ってとあったものを、議長が変更することができると改正するものであります。

第13条は見出しを委員の辞任に改めまして、同条中、議会運営委員及び特別委員の辞任を、委員の辞任に改正するものであります。

第21条秩序保持に関する措置であります。地方自治法について、以下、法というとする部分が追加されるものであります。

第29条記録であります。これにつきましても、記録は電磁的記録によることができるとするもので、電磁的記録の場合は、法第123条第3項による署名にかわる措置をとることとするものであります。

さらに、第3項で、前項を前2項に改正するものであります。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上であります。

以上、2議案についてご提案申し上げましたが、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第1号及び議員提案第2号、以上2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号及び議員提案第2号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

○議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。議員提案第1号常陸太田市議会会議規則の一部改正について、議員提案第

2号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、以上2件については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号及び議員提案第2号、以上2件については、原案可決することに決しました。

日程第4 所管事務調査について

○議長（高木将君） 次、日程第4、所管事務調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしてありますとおり、総務委員会、文教民生委員会、産業水道委員会、建設委員会、議会運営委員会から、それぞれ閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会の申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の申し出のとおり決しました。

○議長（高木将君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君） 平成19年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、3月6日から本日まで15日間の会期でございました。この間、平成19年度各会計予算を初め、条例の制定及び一部改正、規約の変更、平成18年度各会計補正予算、さらに教育委員会委員選任の人事案件など、合計40件につきまして、原案のとおり可決、同意をいただきありがとうございました。

議員の皆様の慎重で熱心なご審議に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。審議の過程におきまして、市政全般にわたる課題、あるいは新年度の施策等について、ご意見やご助言、ご提言をいただきました。これらにつきましては、十分に参酌をいたしまして、配慮してまいりたいと存じます。特に、平成19年度予算の執行につきましては、経済情勢や国・県の施策の動向に注意しながら、施政方針に基づいて適正な執行に努めてまいります。

この際、あらかじめご了承いただきたいことがございます。それは平成18年度一般会計予算の補正並びに市税条例、都市計画税条例、国民健康保険条例の一部改正についてでございます。補正予算につきましては、特別交付税の確定及び市債の変更などにかかわるものでございます。また、市税条例等につきましては、年度末に見込まれる地方税法の改正に伴うものでございます。年度末に法案の成立が予定されておりまして、議会を招集するいとまがないことが見込まれますことから、これらを専決処分によって処置させていただきたいと思っております。あらかじめご了承賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄ご自愛をいただき、市政の円滑な運営のために、なお一

層のご支援 ,ご協力を賜りますよう ,お願いを申し上げます ,閉会のごあいさつといたします。
ありがとうございました。

○議長（高木将君） 今期定例会は , 3月6日から本日まで15日間 , 議員各位には , 本会議 , 委員会を通し慎重ご審議を賜り , 議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝を申し上げます。

以上をもって , 平成19年第1回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時1分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員